

国民体育大会参加者傷害補償制度について

1. 傷害補償制度加入負担金（監督・選手）1000円

2. 補償期間

「国民体育大会北海道予選会」（「国民体育大会（本大会）」）に参加するために自宅を出発してから、自宅に帰るまでの間。ただし、開会式・公式練習・競技開始日のいずれか早い日の2日前から大会終了日の翌日までの間に限る。

3. 傷害補償金の内容

- (1) 死亡補償金 5,000万円
- (2) 後遺障害補償金 最高5,000万円
- (3) 補償対象となる傷害事故
アキレス腱断裂、骨折、捻挫、脱臼、打撲、きりきず 等
- (4) 入院補償金 7500円
- (5) 通院補償金 5000円（90日を限度）

4. 事務手続き

- (1) 国体事故報告書の提出
事故の日からその日を含めて30日以内に北海道バドミントン協会を通じ北海道体育協会（財団法人 日本体育協会）に所定の事故報告書を提出する。
- (2) 審査及び請求書類の送付
財団法人 日本体育協会が提出された事故報告書を審査し、対象とならない者についてはその旨を道体協、道バドミントン協会を経由し連絡される。また、この補償制度の対象である傷害事故者には、補償金請求書類が送付される。

5. 連絡先

北海道バドミントン協会 事務局

〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-14

北海道立総合体育センター内

TEL 011-833-7311 FAX 011-833-7312

（火～金 13:00～17:00）